

○議長（小林哲雄）

一般質問を続けます。

2番、高橋久志議員、どうぞ。

○2番（高橋久志）

2番議員、高橋久志です。

一般質問を行わせていただきます。今回の9月会議には、2項目を通告しているわけでございます。その1項目から、質問に入らせていただきたいと思います。1項目目は、就学援助の準要保護認定基準の拡充をの件でございます。

厚生労働省の国民生活基礎調査が行われておりまして、2013年、今年の7月にこの結果が発表されているところでございます。年間所得が下落し、子育て世代が経済的な苦境に立たされている、これが明らかになってまいりました。平均的所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合を示す子どもの貧困率が16.3%となっております。これは、過去最悪の状況を更新している状況になるわけでございます。特に、母子家庭など大人が1人しかいない世帯の貧困率は54.6%と、経済的な困窮はまさに深刻であります。

政府は、子どもの貧困対策として、ようやく就学支援の拡充等を打ち出しておりますけれども、非常に不透明な状況に今現在なっているところでございます。これに対しては、国は実効性のある対策が本当に求められるということを痛感したところでございます。

さて、質問の件でございますけれども、就学援助は経済的に厳しい家庭の児童・生徒に学用品、給食費などを支給する制度であります。準要保護世帯の認定基準は、それぞれの自治体によって異なっているわけでございます。そこで、開成町における状況を踏まえて質問いたします。①平成25年度における準要保護児童・生徒の援助数の実態と支給額はどのようになっているのか。

②開成町の準要保護認定基準は、生活保護基準の1.3倍以下の世帯としているわけでございます。こうした中で、相模原市では1.5倍以下を堅持している状況が判明しております。そこで、町に要望したい点は、相模原市のように町も1.5倍以下に引き上げることを要望するわけでございます。先ほどの子どもの貧困率のことを含めて、経済的に厳しい状況を救い上げていくという立場からの要望であります。

③国の生活保護基準の引き下げや消費税の増税は、これに拍車をかけて大問題になっております。生活保護費削減は、受給世帯はもちろん、就学援助を受けている子育て世帯に深刻な影響を広げております。安倍政権の消費税増税と社会保障の破綻というものは、子どもの貧困打開に逆行しているわけでございます。こうしたものを、しっかりと町は受けとめていただきたい。準要保護認定基準のこうした点への連動に関して、どのような受けとめ方を持っているのか、これらの対応を伺うものでございます。

④国は、2010年度から要保護の補助対象品目にクラブ活動費、生徒会費、P

TA会費の3項目を追加しております。私も文部科学省のホームページ等を開いて確認したのですが、そのほかに体育実技用具費、通学費の補助対象品目などがございます。就学援助の要保護、準要保護に対する、こうした対象品目を拡充する、これが大切だというふうに思いますし、的を射た政策を拡充していただければと思っていますところがございます。拡充を図るべき内容について、どのように考えているか質問いたします。よろしく願いいたします。

○議長（小林哲雄）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

高橋議員のご質問にお答えいたします。

学校教育法の第19条で、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童または学齢生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないとされており、町でも、全ての児童・生徒が義務教育を円滑に受けることができるよう配慮し、実施しているところであります。

まず、一つ目のご質問ですが、開成町における平成25年度の就学援助費の受給者数についてですが、世帯数では118世帯、対象となる児童・生徒数は139名、小学校で77名、中学校で62名となっています。これは、全児童・生徒数1,619名のうち8.6%を占めております。支給額の総額でございますが、1,038万4,393円、後ほど決算書に載ってくる額でございます。

2点目の就学援助の認定についてですが、町では、「開成町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費交付事務処理要綱」、ちょっと長いのですが、よって行っており、援助申請者の所得と生活保護基準額の先ほど議員のほうからありました1.3倍との比較によって制定しています。所得の算出においては、前年度の所得金額から社会保険料、住民税の生命保険料控除、障害者控除及び所得税額を合わせた額を控除しているために所得が低額に算出されるため、生活保護基準額の1.3倍は相対的に大きな額となり、多くの方を認定している状況でありますので、これ以上の拡大は制度の趣旨に背くものであるというふうに考えております。また、近隣2市4町の認定基準も同様に生活保護基準額の1.3倍となっており、児童・生徒の転出入等のバランスがとれていることを考慮して拡大は今のところ考えておりません。

3点目に、国の生活保護基準の引き下げや消費税増額による影響についてですが、国が平成25年8月に生活扶助基準の適正化の観点から生活扶助基準を見直したため、これを算定額の基礎とする就学援助の生活保護基準額も変更となったところがあります。しかし、国は、準要保護対象者にできる限り影響が及ばないように、市町村に対して平成25年度当初の基準を保つように要請を行ってきております。市町村の中には、新しい基準を準用して基準額を実質引き下げたところもある中で、開成町では援助が必要な保護者に対し継続して援助を行い、児童・生徒が義務教育の課程で十分な教育が受けられるよう配慮し、平成26年度においては平成25年

度水準を保って支給しております。

次に、4点目の就学援助費の対象項目についてですが、事務処理要綱により定めているもので、先ほど議員のほうからありましたように、学用品費、通学用品費、新入学児童・生徒学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費を支給対象としています。議員のおっしゃるとおり、国では平成22年度より要保護の就学援助費にクラブ活動費、生徒会費、PTA会費が教育扶助の対象項目に追加されておりますが、これらの追加された項目の対応については、町の財政への影響や生活保護基準額の倍率と同様に、近隣市町とのバランス等を考慮した上、追加せず現状の対象項目としているところであります。初めにもお答えしましたとおり、経済的理由によって就学困難な児童及び生徒がないように、町としては十分な教育が受けられるよう最大の努力をしているということをご報告申し上げます。

以上です。

○議長（小林哲雄）

高橋議員。

○2番（高橋久志）

教育長から答弁をいただきました。再質問させていただきます。

お話にもございましたけれども、就学援助制度そもそもを真剣に受けとめてほしいと、こう思っているところでございます。これは、日本国憲法第26条2項の義務教育無償の原則に基づく制度になっております。生活保護世帯には国が、そして生活保護世帯に準じて生活が苦しい準要保護世帯には、それぞれの自治体が基準を設けて支給をしております。

私の質問の中で子どもの貧困率等の話も触れてお話しさせていただきましたけれども、まさしく今、貧困率が大変な状況になっているという認識のもと、子どもの貧困率が過去最悪を更新していると。これらの発表を受けまして、私たち開成町においても準要保護認定基準の拡充をぜひ考えていただきたい。要望のための質問をさせていただいているところでございます。それとあわせて、取り巻く環境は非常に厳しい状況がございまして。経済的な苦境に立たされている児童・生徒にしっかりとした形で教育を受けさせていく、保護者の負担軽減も図らなくてはいけない、これが今、抱えている大きな課題だというふうに認識しているところでございます。

先ほどの答弁の中でちょっと気になる点は、以下のとおりでございます。町は、1.3倍以上の拡大は制度の趣旨に背くものと考えており、拡大は考えていないとの回答があったと思います。これの「背く」というのは、ちょっと捉え方が違うのではないのかというふうに思います。このことは、先ほど述べた制度の趣旨を理解していないという点にあると思います。これを聞きまして、非常に残念に感じたところでございます。趣旨に背くという形であれば、先ほど相模原市の例で、厳しい状況の中でも生活保護費の1.5倍を堅持するということが報道されているわけがございます。こういう、神奈川県の中でも1.5を拡充している、あるいは堅持をしている自治体があるということを受けとめております。こうした1.3倍か1.

5か、これがどのような形でこの制度に背くのか、私にはちょっと理解できないので説明を求めます。

○議長（小林哲雄）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（小野真二）

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

「背く」という言葉を使わせていただきましたけれども、議員おっしゃられましたとおり、就学援助は要保護、生活保護者等と同様に、あるいは、それに準じて生活に困窮しているという家庭の児童・生徒が対象になります。現在の比較といたしましては、先ほど教育長が申しましたように1.3倍という倍率を使いまして算定させていただいておりますけれども、その1.3倍で行っております開成町の実情を鑑みまするに、1.3倍というものが生活保護に準ずるといふふうにはストレートに解釈できないのではないのかなというような状況でございますので、このような言葉を使いまして表現をさせていただいたところでございます。

○議長（小林哲雄）

高橋議員。

○2番（高橋久志）

改めて、厚生労働省の国民生活基礎調査の話先ほど質問させていただきましたけれども、子どもの貧困率が16.3%と、まさに過去最悪になっていると、こうした認識をきちんと踏まえているのかどうかです。この辺の貧困率、就学援助とちょっと別な観点かもしれませんが、ご意見があれば聞かせていただきたい。

○議長（小林哲雄）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（小野真二）

すみません。貧困率というのは議員おっしゃられたとおりかと思っておりますけれども、平均所得の半分以下の収入で暮らしている子どものいる世帯等を貧困世帯というふうに認識しておりますけれども、先ほど、ちょっと私が申しました関係でございすけれども、手元に資料がございすので、そちらをご紹介させていただきたいというふうに思います。

マッセOSAKA公募論文というものなのでございすけれども、こちらの最優秀受賞論文の中に「就学援助制度の意義と市町村の役割」というものがございす。こちらは摂津市の教育委員会の職員が書いているものでございすけれども、こちらをご紹介させていただければというふうに思います。

市町村における運用の実態ということで、多くの市町村は生活保護基準の1.0倍から1.3倍の中で認定をしているよという事実をここで記載してございす。例として引かれております事例をご紹介させていただきますと、4人世帯、父親40歳、母親36歳、子ども11歳、小学校5年ですね、あと8歳、小学校3年で計算した例でございすけれども、これは摂津市の例になりますけれども、就学援助

の所得限度額が390万9,000円になるという規定がございます。そこで考察として書かれておりますのが、この金額は所得ベースですが、単純に収入ベースに換算すると550万円を超える収入になるというふうに書かれてございます。この先に、「生活保護に準ずる程度に困窮している世帯として認定することが適当であるかどうかということについては議論の対象となるところだ」というふうなことで書いてございます。

開成町の状況はどうかと申しますと、こちらとそう大きくかけ離れたものではないという実情がございましたので、先ほどのような答弁をさせていただいたというものでございます。

○議長（小林哲雄）

高橋議員。

○2番（高橋久志）

考え方の違い、そんなふうには私は受けとめざるを得ない。就学援助がどのような形で今日に至っているか、そういう立場では理解するところでございます。

さて、生活保護基準、削減されたという話をいたしました。昨年の8月、今年の4月と連続して引き下げられております。これが就学援助に影響が出てきやしないか、非常に危惧したところでございますが、先ほどの教育長の答弁では、平成26年度においては平成25年度を基準として従来の方で支援をしていくと。ほっとしているところでございます。

全国では1,117の自治体が引き下げ前の生活保護基準を用いるなどして影響を回避していると。これの大きな要因というのは、国の指導が背景にあるということだというふうに認識をしております。そこで、26年度はこういう形で対応されたことは承知しておりますが、今後、27年度以降も、このものをぜひ継続していただきたいと思うのですが、これは国の指導待ちになっているのか、それとも町独自として施策として打ち出していくのか、もし考え方があれば聞かせていただきたい。

○議長（小林哲雄）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

先ほどお答えしましたように、25年度でも下げなさい、26年度でも下げなさいということについて、国としては、やはり、それを下回ってはいけない、できるだけ町村として努力をなささいという指示ですので、本町としては27年度についてもこの基準でいきたいというふうに考えております。

○議長（小林哲雄）

高橋議員。

○2番（高橋久志）

水準という話がございました。これは、根拠となる例えば要綱みたいなものを検討されているのかどうか。25年度の状況を見て同じように出すということですか

ら、先ほどお話がありましたけれども、町の就学援助に対する要綱があるわけですが、これらを一見直し、追記をしながら対応するという考えなのか、お聞かせ願いたい。

○議長（小林哲雄）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（小野真二）

お答えさせていただきます。

最初、教育長の答弁で申しましたように、要綱に基づいて給付をしております。そして、26年度におきまして、政府の基準は変わったのだけれども25年度を使うよというものにつきましては、教育委員会に諮りまして要綱の改正を行った上でやっておりますので、27年度以降も同じような扱いで、要綱の改正を行った中で取り扱っていくという形になります。

○議長（小林哲雄）

高橋議員。

○2番（高橋久志）

わかりました。要綱にきちんと位置づけされているのだったら、わかりました。次に、国には要保護に対する就学援助費として補助対象品目があるわけですが、これにもかかわらず、開成町におかれましては全部あるいは部分的にしか採用されていない、こういうことという認識をしております。国は、要保護は国が支給をするという形をとっております、国の指導を受けたならば、2010年から対象項目が増えているわけですから、これに沿った形で、一気にはいかないかもしれませんが、徐々に拡大をして国の補助対象項目に近づけると、こういう努力は私は必要だろうと思うのですけれども、その辺の考え方はどうなのでしょう。

○議長（小林哲雄）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

おっしゃるように考え方は二つあると思うのですけれども、最低の義務教育に対する費用を出してやるということが前提ですので、大枠としては今1,000万かかっているわけです。それを、今度はクラブ活動費、PTA会費云々を入れることによって増えていくわけです。そうすることによって申請を認めなくなってしまうようなことが起きてはいけない、それが前提で、困っている子どもたちに先ほど要綱で決められています七つの項目については最低限、保証してやろうと。そして、困っている保護者には均等に申請に対しては認可していこうという基本的な考え方があるので、財政的にはそこぐらいがぎりぎりだろうということなので、3項目については今のところ加味しないという現状です。

○議長（小林哲雄）

高橋議員。

○2番（高橋久志）

この件については、十分検討を加えていただいで対応していただければなど、こう思うところでございます。

9月会議はご承知のように決算議会になりまして、決算資料も、これに関連した資料を見させていただきました。私が町の制度としてすぐれた施策が打ち出されているという点がありましたので、その点について触れて、お話をさせていただきたいと思います。

平成25年度において、特別支援学級があるわけです。これに在籍する児童・生徒の保護者に対して、通学費あるいは給食費等の教育費の一部扶助を行っている。ちょっと名前が違うのです、扶助を行っているという形になっております。対象者は11名で、児童数8名の生徒数3名と。それから、開成幼稚園でやはり所得が少ない関係があるみたいで、お1人の方だと思っておりますけれども保育料の一部を補助しているとか。あるいは、私立の幼稚園の保護者に対して、保育料等の減免に対する、こういった措置もとられていると。だから、特別支援学級に対しては、こういう措置をされているということではありますが、先ほどお話ししたように就学援助、準要保護、これは町単独で行うわけですから、そのところは、あらゆる角度から今の状況をきちんと調査研究をしていただいで、拡充ができないものかどうか。

先ほどちょっと触れましたけれども、特別支援学級では通学費とか、これは文部科学省にも入っている中身ですね、これらも支給しているとか、あるいは所得の少ない幼稚園の関係については保育料の減免をしていると。私は、就学援助の1.3以上に拡充することを要望しているわけですが、これにあわせて附属したさまざまな支援策も検討できないのかどうか、その辺の考え方があれば聞かせてほしいと思います。

○議長（小林哲雄）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

ただいまの奨励費等は、開成町も皆さんのご理解で支給しています。特別支援学級の奨励費も支給しております。先ほど、1点、開成町独自の広く多くの子どもたちの義務教育費の公正化ということでは、各学校の子どもたちの今の状況を見て、どうもこれは生活に困っているよという人を学校でピックアップして、申請を出せるのですよというのが通常のやり方なわけですけれども、開成町は全ての子どもたちに現状はどうですかということで、保護者に全て申請を、どうぞ、お困りでしたら出してくださいという方策をとっていますので、広く認定を受け付けているということで。通常、窓口へ来て申請書をもってという形で、そうすると、もらいにくい、援助を受けにくいということもあるわけですけれども、開成町は、それを全ての子どもたちに保護者を通して啓発しているという、広く応募しているような現状があります。

○議長（小林哲雄）

高橋議員。

○ 2 番（高橋久志）

残念ながら、就学援助準要保護基準の拡充は、いい答弁をいただけなかったわけですが、引き続き、いろいろな角度から研究をして拡充に向けた検討をぜひお願いしたいと思います。

それでは、2項目に入らせていただきます。2項目目は、道路や歩道等の改良で交通安全対策をの件でございます。

道路の白線や「とまれ」の表示、停止線などが消えている箇所が町道に多く見受けられます。町は、これらの実態をきちんと把握しているのか知りたいところがございます。私のところに住民からの苦情も届いている状況がございます。今回の質問の1項目になるわけでございます。白線が消えているとか、こういったものは、通常的な自治会要望等、あるいは町民からの要望を踏まえて町が即座に対応すると、わざわざ壇上から本会議の中で追及するものではないと私は感じているのです。しかしながら、余りにも状況が何もされていないと、こういったことがありまして今回提案しているということをご理解願いたいと思うわけでございます。

交通事故の防止、これは町民皆さんが願っていることございまして、これらを計画的に改良する、あるいは、ここで言うならば白線の引き直し、あるいは表示の塗り直しをして対応する、ぜひやってもらわなくては困るという形だと思います。これが、どのように考えているかの点でございます。これが1点目でございます。

2点目は、通学路である町道223号線と、ほかもありますけれども、2路線が路側帯に緑色の表示を行っております。安全面の観点から、町民の方にもちょっと伺いましたけれども、非常にいいのではないかとこの話も伺っているところがございます。これは予算が伴ういろいろな状況がございますけれども、引き続き通学路に関して、これらの拡充というものを続けていただければと。計画的に、どのような考え方をしているのか、質問するものでございます。

それから、開成小学校の東側、これはバイパス、県道になるかと思うのですが、そこにある歩道がございます。自転車と歩行者があるわけですが、確かに、掲示板が出て区別して通りなさいということは出されておりますけれども、これらに対して色別で、全国ではいろいろありますけれども、区別をしながら安全対策を施す必要があるのではないかとこのように感じておりますので、色表示による区別で事故防止対策の検討はできないのかどうかの件でございます。

3点目は、前からの課題事項になっておりますけれども、県道720号線、マックスバリュから北側、山北方面の県道の件でございます。県道720号線の歩道設置は、地権者の協力を得ながら改良済みのところと今もって未解決の箇所がございます。県の説明会が開催されまして、動きがあったというふうに私は認識しておりますけれども、この開催をして、今後、前向きな形で検討がなされていくのか、あるいは改良策の見通しはどうか、お聞きいたします。

4点目は、道路の幅の端、水路等、これは水路でない場合もありますけれども、いわゆるコンクリートと路面、アスファルト面、ここにすき間が長年の間に出てま

いりまして、こういう箇所が町内に数カ所あるというふうに私は認識をしております。そこに雑草あるいは草木が生えたと、こういう形がございまして、このことは将来的に道路の維持管理面等を含めて対策を立てる必要があるというふうに思います。これらについての今後の対応を伺うものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（小林哲雄）

町長。

○町長（府川裕一）

それでは、高橋議員のご質問にお答えします。

一つ目の道路の白線や停止線の関係であります。白線の引き直しや道路標示の塗り直しについては、毎年、各自治会から要望調査によって優先順位をつけて実施しております。また、開成駅周辺では、今年3月に供用開始した足柄紫水大橋からの連絡にあわせて、接続する町道の必要区間の白線等の引き直しを実施しております。なお、開成駅東地区の白線等の引き直しが終了していないところについては、今後実施予定の駅東口ロータリーの改修整備にあわせて順次、実施する予定であります。

続いて、二つ目の路側帯の緑色表示についてであります。議員ご存じのとおり、路側帯の緑色表示は車両の運転者に歩行者用の安全帯を表示することで、人と車が共存するスペースや譲り合いの精神で運行することを啓発するために実施しているものであります。町では、平成25年4月1日施行の開成町が管理する町道の構造の技術的基準を定める条例施行規則第8条において、学校長が指定する通学路等における歩道のない路肩については着色した舗装をすることができると規定しております。平成25年度に2路線、1,103メートルを実施いたしました。今後も計画的に、通学路として認定されている路線に対し実施していく予定であります。

次に、県道山北開成小田原線の歩道の件であります。ご提案の自転車通行帯と歩行者通行帯の色表示については、県西土木事務所及び松田警察署に提案をし、整備に向けて検討していきたいと考えております。

三つ目の県道720号線、怒田開成小田原線について、議員ご指摘の未改修区間につきましては、下山動物病院北側からカリンカ美容室北側までの区間と瀬戸酒造店南側から倉橋綿店北側までの間が残っております。平成25年度に県西土木事務所が、下山動物病院北側からカリンカ美容室北側までの未改修区間について地権者説明会を開催しております。しかし、その後の進展がないため、改めて今年6月に町と県西土木事務所の間で今後の推進方法について調整をいたしました。今後、地権者をはじめ地域の方への説明には、県、町双方で連携を密にし、早期に歩道拡幅ができるよう積極的に事業の進捗を図っていききたいと考えております。

四つ目の道路の維持管理について。町道の道側部分にあるコンクリート構造物とアスファルト舗装との継ぎ目に発生する草や木について、道路パトロール時に、その場で対応できる範囲のものについては、その場で対応し、ある程度の範囲を持つ

ものについては、周辺の道路状況などを勘案しながら適時、シルバー人材センターなどに除草作業等を発注しております。これ以外では、年2回実施している開成クリーンデーなどを利用して、地域住民の方のご協力をいただきながら実施をしている状況であります。今後も、良好な道路環境を維持し、地域住民の方に親しんでいただけるような道路になるよう努力していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小林哲雄）

高橋議員。

○2番（高橋久志）

それでは、再質問をさせていただきます。

線引きの引き直しや道路標示の塗り直しは、毎年、自治会要望を踏まえて実施をしているという答弁をいただいておりますけれども、私は、本当にそういう形になっているのかどうか、ちょっと疑問に感じた点がございまして。平成26年度、自治会からの町の要望回答、これが我々議員のほうにもいただいております、これを全部、読ませていただきました。私が今回要望している件については、確かに、数項目ありますけれども、ただ、予算的な関係で先延ばしと、こういうのが見受けられているところがございます。

そこで、町はパトロール隊というものを組織をして巡回しているという話を聞いております。白線とか、あるいは標識が見えなくなっているとか、やり直しが必要だとか、こういった項目について、どのような集約をされているのか、私は疑問に感じておりますので、この結果について、私の質問の白線でも構いませんけれども、お答え願いたい。

○議長（小林哲雄）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

お答えをさせていただきます。パトロール隊につきましては財務課所管ということで、私のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

月に1回ですけれども、職員によりましてクリーン隊とパトロール隊が編成をされて現場を確認しております。その日のうちに各箇所について集計をしまして、それぞれの担当部署に、これこれこういう箇所について、こういう指摘が上がっているので対応をお願いしたいということでご報告をして、それについて、対応結果もこちらのほうで把握をしているというのが実情でございます。

以上です。

○議長（小林哲雄）

高橋議員。

○2番（高橋久志）

それでは、具体的な形で質問して、今後、どうしていくのかを含めて、お答えを

願いたいと思います。

白線とか道路標識というものは、全町的に、私が見た限り、見えなくなっているとか、あるいは改善しなくてはいけない、こういう箇所が数多く見受けられます。しかしながら、財政的な状況を踏まえて、なかなかそうならないということだと思っておりますけれども、特に感じた点、個別でありますけれども指摘をさせていただきたいと思います。

特に改善を要望したい箇所は、河原町地区の町道201号線、十文字橋入り口の信号機で、そこに停止線があって車がきちんととまるようになっておりますけれども、停止線が消えております。やはり、これは危ないです。ここは、状況を見て、すぐ対応してもらわなくては困るという箇所を気づいているところでございます。

それから、駅東口の関係については、ロータリーの改修にあわせて今後検討するという回答がございましたけれども、実態を見ていただきたいと思うのです。パナック工業さん、あるいはパレットガーデン四号館、線路側の町道304号線になるかと思うのですが、全然、中央線を含めて白線がないのです。ロータリーができるまで、そのまま放っておくのかという状況がありますので、やはり交通安全の面から、まずいところは早急に対応するのがまちづくりではないかと思うのですけれども、その辺の観点でございます。

それから、同様の件は、松ノ木河原公園がありますけれども、ここの町道150号線になるかと思うのですけれども、同様の形がございます。

そこで、私は、先ほどの町のパトロール隊の巡視結果で、こういったものが上に乗って、なぜ早急に対応できないのかという感じがあったもので、こういった問題について、やむなく一般質問させていただいているということだどご理解願いたいと思いますけれども、こういった関係は交通安全の面からも早急に対応すべきであると思います。町内各所にあるこういったものをきちんと調査をして、計画的に改良計画を進めていただければなど、こう思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小林哲雄）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（池谷勝則）

ただいまの道路の白線、道路標識の関係でございますが、今、言われているところにつきましては、議員さんもお存じのとおり、路面標示、舗装面が全体的に開成町内で大分悪くなっていることも含めて、ほぼ多くの路線で必要な表示がなくなっている、または消えてしまっているというところは重々知っているところでございます。今、私どものほうでも、道路の舗装にあわせた中で表示をしていく、また緊急なところ、必要なところについては先行するような考えを持って今後進めていきたいと、このようには考えております。

○議長（小林哲雄）

高橋議員。

○2番（高橋久志）

ぜひ、手を打つところは手を打って、やはり危ないところは危険防止を図って交通安全に寄与するという取り組みをしていただければと思います。

25年度の交通安全対策推進事業費は478万799円、こういったものが決算で計上されているところでございます。の中には、自治会要望に基づき道路の反射鏡とか、あるいは通学路、スクールゾーン、外側線、停止線、「とまれ」の表示等、整備を行ったと、こういった関係で。

さて、先ほど言った状況を踏まえて、予算的にはどのぐらい概算的にかかるのかなど。外側線の引き直し表示をし直すということですから、町の財政的にも、さほどの影響は与えないで対応できるのではないかと思います。ただ、財政担当としては、こういったものを計画的に進めるという前提はございますけれども、費用の面で、わかれば教えていただきたい。

○議長（小林哲雄）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

総体の費用は正直申し上げてわからないということで、大変申しわけないのですが、年に1回、その年の真に必要なであろうというところについて、予算の要求があった場合には適正な予算措置をしているというふうに把握をしているところでございます。

以上です。

○議長（小林哲雄）

いいですか。街づくり推進課のほうで何かありますか。いいですか。

では、高橋議員。

○2番（高橋久志）

要するに、舗装関係の改修については、調査をして緊急度というものを町として計画を立てて、これらに沿って改修をするという数字が我々議員のほうに示されていると。白線とか、こういった関連する、こういったものについては、実態はどうなっているのか。それに伴って、来年度、処置するもの、あるいは次の年。やはり基準をきちんと設けて、どの程度になったら。年に1回ということではなくて、年に2回でも緊急性にあわせて対応すると。こういう計画性については、どのように考えておられますか。

○議長（小林哲雄）

答えてくれないと、縦割り行政の弊害が出ますよ。

行政推進部長。

○行政推進部長（石井 護）

予算の管理をしているという立場からお答えいたしますけれども、おっしゃられる部分については、やはり安全・安心という部分が当然最優先ですから、そこは定期的に補正予算等で対応していくと。ただ、基本は、やはり全体的な管理計画である

とか、施工計画であるとか、そういったものをきちんとつくって計画的に対応していくのが筋だと思いますので、これは総合計画の実施計画等にも位置づけるような形で順次、進めてまいりたいと思います。

○議長（小林哲雄）

副町長。

○副町長（小澤 均）

大変厳しいご指摘をいただいたというふうに思います。町長のほうの答弁でもお答えしている部分では、交通安全施設ですとか白線等については、基本的には、以前から自治会さんからの要望を上げていただいて、それを次年度の予算に反映していくと。予算に反映していく段階では、上げられた要望箇所について現場を確認して、所管ごとに交通安全施設ですとか、あと道路整備でいえば街づくりのほうで、ちょうど整備関係なんかについては補修関係を含めて現場を確認して次年度の予算に結びつけていくというふうなやり方をしているのですけれども。

ご指摘いただいたように、そういう要望が上がっていないようなところでも、要は、白線が消えかかっているですとか、安全上、少し問題があるとか、そういう箇所が幾つか見当たるということも承知をしております。ですから、道路管理者という責任において、また交通安全対策というふうな視点の中で、町側が主体的に町内を改めてよく見て現場確認をした中で、緊急に対応しなければいけないところについては早急に対応させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小林哲雄）

高橋議員。

○2番（高橋久志）

副町長から、今後の考え方を含めて出されました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、開成町は、ご承知のように、きれいなまちづくり条例が制定されております。環境美化も含めて、みんなでクリーンデーを含めて協力しながらという対応が現在もなされているところでございます。こうした中で、非常に、最近、雑草の伸びが早いのかどうか知りませんが、雑草が本当に見苦しいという苦情も届いております。その場所は、先ほどお話しした県道720号線のユアサロジック交差点の東側になるのですが、石井宅付近まで仮設の歩道が設置されておりますが、ご覧になったでしょうか。もう、草がぼうぼうの形です。あれを地元の自治会のほうで草取りをしろというわけにはいかないのではないのかなと思ひまして、町シルバー人材センター。これは県道ですから、県がやるのか、それとも場合によっては町が緊急性を踏まえて対応するのか、この件について答弁をいただきたい。これは、県がするのかどうかも含めて答弁をいただきたい。

○議長（小林哲雄）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（池谷勝則）

今のところは県道720号というようなことの中で、まず、第一義的には県西土木のほうに、ただいまの内容について説明をいたしまして、県のほうで対応できるものと、町がまた協力できるところ、その辺の仕分けをした中で対応していきたいと思います。

○議長（小林哲雄）

高橋議員。

○2番（高橋久志）

白線等は、県道のほうが町道より比較的きちんとされているというふうに認識をしていますけれども、県のほうも全て開成町の県道について維持管理の状況を把握している状況ではないと思います。したがって、町のほうから、こういう関係について改善というものはぜひ上げていただいて、これらの改善策をやっていただければなど、こう思います。

これも、やはり町内的に町道の維持管理、あるいは環境美化、環境保全、こういうところが最近、住民だけでは負いきれないところがあるわけなので、その点は、先ほど私がお話しいたしましたけれども、町のほうから発注をしていただいて、シルバー人材センターのほうにご協力願わなくてはいけない。一般的には、道路の周辺の地権者がボランティアの関係で協力を願っている、すばらしい管理をされているところもあるわけですが、そうでないところの対応策というものも町として実態を踏まえて対応する必要があるかと思えます。この辺の実態調査をぜひしていただきたい、それで改良もお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（小林哲雄）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（池谷勝則）

ただいまの内容でございますが、先ほどのパトロールの関係もあるのですが、街づくり課の中で月2回、これは全地区を2分の1にして北部と南部という形でパトロールしておりますが、その中で、ある程度のところは確認をいたしまして、随時、必要な範囲を確認して対応したりしております。ただ、全域が見えないところもあろうかと思えますので、また皆さんのほうからもご連絡いただいて、私どもも確認をさせていただいて、必要であれば、今、議員が言われましたような発注方法をとるとか、また私たちが直営でできる範囲のものは対応する、できましたら隣接する皆さんのご協力もいただいて町全体をきれいにさせていただければと、このように考えております。

○議長（小林哲雄）

高橋議員。

○2番（高橋久志）

あと1点、質問させていただきたいと思えます。それは、ちょうど720号線の質問の件ですが、地権者の説明会を持ったけれども不調に終わっていると。それで、

町が県の土木と話し合いを持ったと。これらについては、粘り強く地権者のお話を聞きながらやっていただければなど、こう思うのですが、非常に厳しい状況の受けとめ方をしているのか、地権者ときちんとお話しできれば、これは改善につながるというふうに今段階で認識を持っているのか、この辺について答弁をいただきたい。

○議長（小林哲雄）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山 忠）

ご指摘の拡幅工事に関しましては、昨年来、県と協働の中で行っているわけですが、率直に申し上げて一部にはやはり交渉的には厳しいところもございます。ただ、議員ご指摘のとおり、粘り強く何度も足を運んで、私どものほうと県と協調した中で、一刻も早く拡幅ができ歩道が設置できるように努力をしまいたいというふうに考えております。

○議長（小林哲雄）

高橋議員。

○2番（高橋久志）

今回の一般質問は、就学援助の関係の拡充と、それから交通安全を含めた道路の計画的な改修、改良、これらを質問させていただきました。道路改修、あるいは白線とかいろいろな標識については、私から見たら、まちづくりを踏まえて、財政的に年度計画をきちんと立てながら調査をしっかりとさせていただいて対応していくというのが必要だと、改めて町からの答弁を聞いて感じたところです。財政的に厳しい状況もございますけれども、やはり町民の命にかかわる交通安全の関係ですので、最優先の課題として、補正予算等を含めて対応させていただいて対策を願えればなど思っております。これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小林哲雄）

暫時休憩といたします。再開を15時45分とします。

午後3時27分